

認知症対策の新しい動き

text by Takeshi Karasawa

文 唐澤 剛

認知症対策は、少子高齢化に対応していくための最も重要な課題の一つです。また、G7首脳会議（サミット）でも議題になるなど、わが国だけでなく、世界各国で高齢化に伴う大きな課題となっています。

2020年の65歳以上人口は3603万人ですが、2040年には3928万人に増加します。65歳以上の高齢者人口といっても、個人差はありますが、65〜74歳の前期高齢者の皆さんは多くの方が元気で活動されています。

厚生労働省「介護保険事業状況報告」で年齢階級別の要介護認定率を見ると、65歳以上の要介護認定率は見ると、65歳以上の要介護認定率は権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。②国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる。④自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。⑤認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。⑥認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。⑦予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、社会参加の在り方及び社会環境の整備等。

18・9%で5人に1人ほどですが、75歳以上では31・5%と3人に1人になり、85歳以上では57・7%と2人に1人となります。

各年齢階級別の要介護認定率を見て、65〜69歳は2・8%でほとんど要介護の人はいません。70〜74歳でも5・7%にとどまっています。75〜79歳では11・9%となり、80〜84歳では25・4%と4人に1人になり、85歳以上では57・7%と2人に1人になり、90歳以上では73・2%になります。

このように、85歳以上を過ぎると急速に要介護の人が増加し、多くの人が介護の問題に直面することになります。人口推計では、75歳以上人口は、2020年の1868万人から2040年には2227万人になります。さらに、85歳以上人口は、2020年の616万人から2040年には1006万人になります。介護保険における要介護認定者数は、2020年度には682万人ですが、高齢者人口の増加に伴い一層増加していくと見込まれます。認知症高齢者数については、公式な

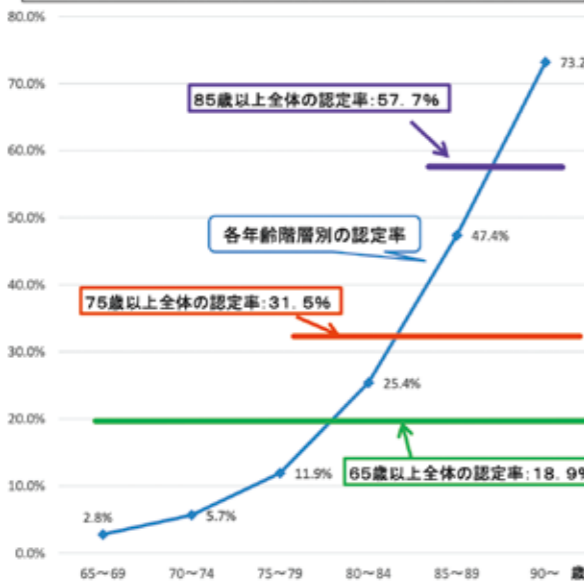
取組の推進。

国は、認知症施策推進基本計画の策定義務があり、都道府県・市町村（特別区を含む）は認知症施策推進計画策定の努力義務があります。基本的な施策として①認知症の人に関する国民の理解の増進等、②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、③認知症の人の社会参加の機会の確保等、④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護、⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等、⑥相談体制の整備等、⑦研

究等の推進等、⑧認知症の予防等が定められています。内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置します。2つ目の動きは、9

年齢階級別の要介護認定率

○要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇。特に、85歳以上で上昇。



出典：厚生労働省（2022年9月末認定者数（介護保険事業状況報告）及び2022年10月1日人口（総務省統計局人口推計）から作成）

統計はありませんが、2020年の約600万人から2040年には約800万人に増加するという研究も報告されています。

今年、認知症対策で大きな2つの動きがありました。1つは、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）が成立したことです。厚生労働省の資料では、「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（「共生社会」）の実現を推進するとともに、共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく」とされています。

法律の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することです。基本理念として、以下の7つが挙げられています。いずれも重要なものであり、こうした理念が法律によって定められたことは画期的なことです。

①全ての認知症の人が、基本的な

月に内閣総理大臣を議長とする「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」が設置されたことです。認知症基本法の目指す共生社会、すなわち、認知症の人を含め、全ての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向け、関係者の声に丁寧に耳を傾け、政策に反映するため、基本法の施行に先立ち、認知症の本人やその家族、有識者を交えた、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議が開催されています。



Profile

佐久大学客員教授・大阪河崎リハビリテーション大学客員教授
1956年長野県安曇野市生。1980年早稲田大学政治経済学部卒業。同年厚生省に入省。2014年厚生労働省保険局長、2016年内閣官房地方創生総括官、2018年退官。2021年より、社会福祉法人サン・ビジョン理事長。